

○東御市地域づくり活動補助金交付要綱

平成18年 2 月10日

告示第 2 号

改正 平成19年 3 月26日告示第23号
平成20年 3 月25日告示第11号
平成22年 7 月12日告示第43号
平成25年 7 月12日告示第41号
平成26年 9 月13日告示第57号
平成27年 4 月28日告示第47号
平成28年 8 月 4 日告示第44号
平成29年 3 月29日告示第22号
平成30年 3 月30日告示第19号
令和 2 年 4 月 1 日告示第58号
令和 3 年 5 月31日告示第81号

東御市地域づくり活動補助金交付要綱（平成16年東御市告示第 8 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るため、区その他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、東御市補助金等交付規則（平成16年東御市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 区、NPO団体その他の地域づくり活動を行う団体
- (2) 団体の事務所の所在地が市内にあり、市内で活動するもの
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないもの

2 補助金の交付の対象となる事業は、前項に規定する団体が市内において、自ら考え、自ら行動を起こす公共的な事業で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たし、第 6 条の規定による補助事業の認定を受けたものとする。ただし、認定を受けた年度内に完了するものに限る。

- (1) 社会又は不特定多数の者の利益につながるもの
- (2) 独自の発想又は新たな視点によるもの
- (3) 波及効果又は新たな展開が期待できるもの
- (4) 計画及び費用が実現可能で妥当なもの
- (5) 自立できることが期待されるもの

(6) 国、県等の補助金を受け実施した事業で、補助終了後も継続して支援が必要と認められるもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市で交付する他の補助金等の対象となるもの
- (2) 既に本事業の補助金の交付を2回受けたことのあるもの
- (3) 団体で行われる定例的な事業、営利を目的とした事業
- (4) その他市長が適当でないと認めたもの
(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第2項に規定する事業の実施に要する経費とする。

2 前項に規定する経費のうち、機器の賃借、業者委託に係る経費の補助については、事業費の10分の2を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助金の対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員による会合の飲食代
- (4) 団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼
(補助率等)

第4条 補助率は、事業の公益性、効果等により次の各号に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額は、50万円を限度とする。

- (1) 地域の活性化に効果が大きく、かつ公益性の大きいもの 100分の100
- (2) 地域の活性化に効果が大きいと認められるもの 100分の75
- (3) 事業の内容により、補助の必要性があると認められるもの 100分の50

2 同一事業に対する補助金の交付は、2回を限度とする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(団体補助)

第5条 第2条から前条までに規定する補助金のほか、地域づくり活動を行う団体（規約等を定め、その活動内容を明らかにしている団体に限る。）に対し、別表に定めるところにより、その運営に係る経費に対して補助金を交付する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付する団体が次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助金を減額し、又は交付しない。

- (1) 前年度からの繰越金で、補助金の額を上回るとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助事業等の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の種類に応じて、次の各号に掲げる申請書を市長に提出し、あらかじめ補助事業又は補助団体（以下「補助事業等」という。）の認定を受けるものとする。

(1) 第2条から第4条までの規定による補助金 地域づくり活動補助金事業認定申請書（様式第1号）

(2) 前条第1項の規定による補助金のうち、別表に定めるもの 地域づくり活動新設団体認定申請書（様式第2号）

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、次条に規定する東御市地域づくり活動補助金事業認定審査会に諮り、補助事業等の認定をするものとする。

3 前項の認定をする場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

4 市長は、第2項の規定により補助事業等の認定をしたときは、その認定の内容及びこれに条件を付したのものについてはその条件をその申請をした者に通知するものとする。

(東御市地域づくり活動補助金事業認定審査会)

第7条 補助事業等の選考を行うため、東御市地域づくり活動補助金事業認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前条第1項の規定による申請書の提出があった補助事業等について、市長が別に定める審査基準により審査し、補助事業等の選考並びに補助率及び補助金の交付額の査定を行い、その結果を市長に報告する。

3 補助事業等の認定を受けようとする者は、審査会に出席し、認定を受けようとする補助事業等について説明しなければならない。

4 審査会は、副市長、総務部長、企画振興部長及び東御市まちづくり審議会代表者2名をもって組織する。

5 会長は、副市長がこれに当たり、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、企画振興部長がその職務を代理する。

7 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集するものとする。

8 緊急を要する特別の理由がある場合は、前項の規定にかかわらず持ち回り審査をもって審査会の審議に代えることができる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の東御市地域づくり活動補助金交付要綱の規定に基づき認定された事業の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月26日告示第23号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日告示第11号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月12日告示第43号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年7月12日告示第41号）

この告示は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月13日告示第57号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年4月28日告示第47号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年8月4日告示第44号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第22号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の東御市地域づくり活動補助金交付要綱の規定に基づき認定された事業の補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第19号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第58号）

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の東御市地域づくり活動補助金交付要綱の規定に基づき認定された事業の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月31日告示第81号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第5条関係）

対象団体	対象経費	補助率等
設立後2年以内の団体で、第2条第1項及び第2項の規定に該当するものとして市長の認定を受けた団体。ただし、市で交付する他の補助金等の対象となる団体を除く。	団体の活動に要する経費	2分の1以内。ただし、補助金の額は5万円を限度とし、同一の団体に対する補助金の交付は1回とする。
設立後2年を超えている団体で、第2条第1項及び第2項の規定に該当するものとして市長の認定を受けた団体	団体の新たな活動の初期投資に要する経費	

様式第1号(第6条関係)

地域づくり活動補助金事業認定申請書

年 月 日

(申請先)
東御市長

(申請者)
住 所 〒
団体名
代表者
電話番号() —

次のとおり地域づくり活動補助金事業を実施したいので、東御市地域づくり活動補助金
交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

補助対象事業の概要

事業名	
事業の実施団体	
事業の実施場所	
事業の実施予定 時期	年 月 日 から 年 月 日
事業の趣旨又は 目的	
事業の概要	

活動計画(年次)

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

事業経費内訳

科 目	金 額	内 訳
謝金・旅費交通費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
会場使用料		
賃借料・委託料		
原材料購入費		
合 計		

団体の概要	
次年度の活動の概要	

※次年度の活動の概要欄は、次年度についても同一事業で地域づくり活動補助金の交付を受けようとする場合のみ記入。

補助金交付申請予定額 (100万円以内)	円
-------------------------	---

- (添付書類)
- ・ 事業の内容が分かる図面、詳細資料。
 - ・ 団体等の規約がある場合においてはその規約

様式第2号(第6条関係)

地域づくり活動新設団体認定申請書

年 月 日

(申請先)

東御市長

(申請者)

住 所 〒

団体名

代表者

電話番号() —

次のとおり地域づくり活動新設団体の認定を受けたいので、東御市地域づくり活動補助金交付要綱第6条第1項第2号の規定により申請します。

新設団体の概要

団 体 名	
団体の構成員数	
団体の設立年月日	年 月 日
団体設立の趣旨 又は目的	
今後の活動内容	

活動計画(年次)

4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

事業経費内訳

科 目	金 額	内 訳
謝金・旅費交通費		
消耗品費		
印刷製本費		
通信運搬費		
会場使用料		
賃借料・委託料		
原材料購入費		
合 計		

補助金交付申請予定額 (5万円以内)	円
-----------------------	---

(添付書類)

- ・団体の規約等
- ・団体の構成員名簿
- ・団体の収支計画書